

独立行政法人経済産業研究所の契約に係る取引停止等の措置に関する要領

平成 20年 4月15日
通 達 第 17 号

改正 平成23年3月31日 平成23・3・25独経研第9号

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）が発注する工事、物品の製造、物件の買入れ、その他の契約に関し、契約事務の適正な履行を確保するため、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取り扱いについての事項を定める事を目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、取引停止とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- 一 一般競争契約における競争参加の停止
- 二 指名競争契約における指名停止
- 三 随意契約における業者選定の停止

(取引停止等審査委員会)

第3条 取引停止等の措置を審査するため、取引停止等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、理事長の付託を受けて次に掲げる事項について審査する。

- 一 取引停止等の措置要件及び措置期間に関すること。
- 二 その他重要事項に関すること。

3 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 委員長 副所長
- 二 副委員長 総務ディレクター
- 三 委員 研究調整ディレクター、国際・広報ディレクター、総務副ディレクター

4 委員会は、理事長の指示によるほか必要に応じて委員長が召集する。ただし、委員長が不在であって、かつ、緊急に案件を処理する必要がある場合には、副委員長が召集する。委員会の庶務は、管理担当が行う。

5 委員会は、審査の結果を速やかに理事長に報告するものとする。

(取引停止の措置)

第4条 理事長は、委員会の報告に基づき、業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの達の定めるところにより期間を定め、契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 取引停止の対象とする事案は、次のいずれかに該当する事案とする。

- 一 研究所が発注する契約に係る業者が別表各号の措置要件に該当することとなる場合
 - 二 公共機関からの情報及び主要報道機関の報道により知り得た業者が別表各号の措置要件に該当することとなり、かつ、研究所が発注する契約の相手方となる可能性を有する場合
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、理事長が特に必要と認める場合
- 3 別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後に知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。ただし、当該事案が極めて悪質で、取引停止措置を講じる必要があると認めた場合はこの限りではない。

(下請負人に関する取引停止)

第5条 理事長は、前条第1項の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人（再委託先を含む。以下同じ）があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該取引停止をされる業者の取引停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する取引停止)

- 第6条 理事長は、第4条第1項の規定により共同企業体について取引停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。
- 2 理事長は、第4条第1項及び前条の規定による取引停止に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該と取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、と取引停止を併せて行うものとする。

(取引停止の期間の特例)

- 第7条 業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 業者が次の各号の一に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の取引停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
- 一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1ヶ年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表第2第1号から第5号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3ヶ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第5号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）
- 3 理事長は、業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

- 4 理事長は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号又は第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 理事長は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができる。
- 6 理事長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 7 取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別な事情があると委員会が認めるときは、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(取引停止の通知)

第8条 理事長は、第4条第1項若しくは第5条各項の規定により取引停止を行い、第7条第5項の規定より取引停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なくそれぞれ取引停止の期間、取引停止の内容及びその理由又は変更理由その他必要事項を書面により通知するものとする。ただし、取引停止とする業者の製品を供給する者が多数ある場合等により、理事長がやむをえないと認める場合は、当該通知を広告に変えることができるものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第9条 理事長は、取引停止期間中の業者が研究所の契約に係る全部若しくは一部を下請し、又は工事契約の完成保証人となることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間前に下請けし、又は完成保証人となっている場合は、この限りでないものとする。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第10条 理事長は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附則（平成20・4・14独経研第12号）

この通達は、平成20年4月15日から施行する。

附則（平成23・3・25独経研第9号）

この通達は、平成23年4月1日から施行する。

別表 1

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 研究所発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約又は随意契約において、入札前（公募を含む。）又は契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(過失による粗雑契約履行)</p> <p>2 研究所の契約の履行にあたり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>3 他の公共機関における契約の履行にあたり、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(公費等の不正使用)</p> <p>4 研究所の管理に係る支出の不正使用に関与した場合</p> <p>5 他の公共機関等の管理に係る公費支出の不正使用に関与した場合</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>6 前2号に掲げる場合のほか、研究所発注の契約の履行にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2 週間以上4ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>7 研究所発注の契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>8 他の公共機関発注の契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>

<p>(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者損害事故)</p> <p>9 研究所発注の契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>10 他の公共機関発注の契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(落札決定後の契約辞退)</p> <p>11 研究所発注の契約にかかる一般競争、指名競争において、落札の決定後に契約の締結を辞退したとき。</p> <p>(その他)</p> <p>12 前各号に準ずる行為等により、研究所発注の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から前各号に準じて定める</p>
---	---

別表 2

贈賄等不正行為に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が研究所の役員又は職員（Fを含む。以下同じ。）に対して行った贈賄容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所の（常時契約を締結する事務所をいう。を代表する者で、1に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>2 他の公共機関の職員に対する贈賄)</p> <p>次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>(独占禁止法違反)</p> <p>3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）第3条又は第8条第1項第1号若しくは第19号に違反し、公正取引委員会から排除勧告を受け当該勧告による審決が確定したとき、又は課徴金命令を受け当該納付命令が確定したとき、若しくは同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から1ヶ月以上3ヶ月以内</p> <p>当該認定又は刑事告発を行った日から1ヶ月以上12ヶ月以内</p>

<p>4 研究所発注の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>イ 代表役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から4ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>5 他の公共機関発注の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>イ 代表役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認めるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>7 別表第1及び前号各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上12ヶ月以内</p>